

【ふるさとと寄附金のワンストップ特例制度について】

○ワンストップ制度とは、確定申告や住民税申告を行わない給与所得者や年金所得者（収入400万以下の方）などが寄附をされた場合に、申告手続きをしなくても寄附金控除を受けることができる特例制度です。

○この制度を利用される場合は、ワンストップ特例申請書（寄附金税額控除に係る申告特例申請書）の提出が必要となります。提出先は、寄附先の市町村となります。

○所得税控除分相当額を含めて、翌年度の住民税から控除されます。

○平成27年4月1日以降の寄附からこの制度が適用されます。

●ワンストップ特例を申請された方が、確定申告（医療費控除等によるもの）や、5か所を超える自治体に申請を行った場合は、ワンストップ特例の申請は無効となり、住民税の特例控除は適用されません。なお、これらの理由により確定申告をされる場合は、寄附金の申告もあわせてしていただくようご注意ください。

●ワンストップ特例の申請内容に変更が生じた場合（引っ越しなどによる住所地の変更等）、必ず所定の様式にて変更手続きを行ってください。

